

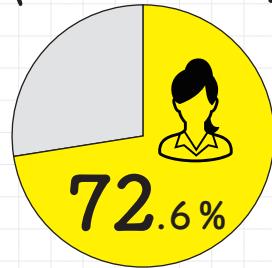
ツク

現役世代

東京都の会計年度任用職員

スクールカウンセラー
女性相談支援員、学校司書など

共産党都議団
独自調査



申し入れ&記者会見

日本共産党都議団は、9月9日に東京都に対して会計年度任用職員の処遇改善と正規化を求める申し入れを行い、10日には調査結果の報告を含めて記者会見しました。



▲申し入れを手渡す(左から3番目)斎藤まりこ、米倉春奈、とや英津子、池川友一、アオヤギ有希子、清水とし子、原純子の各都議。(=9月9日、都議会)

裏面に申し入れの詳細 →



寄せられた相談

勤務先の校長からの評価も高く、学校側とは2024年度の出産、産休と復帰予定なども話し合っていた。

4年半働き、2024年3月末に任用終了の期限となることから、再度応募したところ、補欠合格の通知が届きショック。しかも、勤務先のホームページの欠員募集を発見。妊娠を理由に再度任用されないのはおかしい。

専門職、女性が多い

非正規公務員である会計年度任用職員の年齢別人数を調査したところ、現役世代（61歳未満）では72.6%が女性でした。都は、女性相談支援員、消費生活相談員、学校司書、スクールカウンセラーなど女性が多い専門職を会計年度任用職員として雇用しています。事務職なども含め、都民にとって必要な仕事を安い賃金で女性に担わせています。

都の会計年度任用職員は

約3万人

共産党都議団の調査で

初めて明らかに

全般			61歳未満			
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
人数(人)	28,129	13,122	15,007	12,207	3,350	8,857
割合(%)	100	46.6	53.4	100	27.4	72.6

都議会議員
(文京区)

福手ゆう子

日本共産党都議団報告

2024年9月号 ご意見・ご要望をお寄せください

電話 03(5320)7270 FAX 03(5388)1790 新宿区西新宿2-8-1



01 男女別人数の調査・公表 02 雇用年限の上限の撤廃

これまで東京都として調査が行われていません。都として局別、職別、年齢別の男女別人数やその実態を調査し、公表することを求めます。

03 妊娠や産育休を理由に再度任用しないことは認められない

産休や育休取得を理由に再度任用しないことは認められません（国のマニュアル）。妊娠中の場合も同様です。ところが東京都では、妊娠した方が合格しなかった事例が、発生しています。違法であることを周知徹底することを求めます。

05 複数校で働いていても社会保険適用に

複数の都内公立学校で働く時間講師は、トータルの勤務時間は社会保険の加入要件である週20時間に達するのに、1校ごとでは20時間にならず社会保険に加入できない場合があります。東京都全体を1つの適用事業所とすれば解決する問題で、早急に改善すべきです。

07 勤務時間の管理 残業代の支払い

スクールカウンセラーは、勤務時間が手入力の書面等により管理されています。その結果、実際には残業していても、それが記録されず、残業代の支払い実績がありません。勤務時間は正確に管理し残業代を支払うべきです。

09 継続的に必要な仕事は正規雇用に

かつては正規職員が行っていた仕事も、非正規雇用に置き換えられてきました。継続的に必要な仕事をする職員は正規雇用にすべきです。

東京都の会計年度任用職員は1年契約で、更新は4回までです。人事院は6月、国の非正規公務員の更新を原則2回までとする制限の撤廃を、各府省に通知。都内でも上限がない自治体もあります。東京都も雇用年限の上限を撤廃すべきです。

04 経験年数に応じた昇給

同一労働同一賃金というなら、正規職員に準じた昇給を行うべきです。

また、職業能力開発センター講師など時給が100円単位の職は、人事委員会勧告による引き上げが50円に達しないと昇給がなく、長年据え置かれ不利益が生じています。

06 社会保険適用逃れはダメ

3校を受け持つスクールカウンセラーは、学期中は週20時間以上働いているのに、社会保険に加入させてもらえない。これは、不適切だと厚生労働省に確認しました。

また、都立学校非常勤看護師の勤務条件が週19時間以内とされています。社会保険逃れは改善すべきです。

08 ハラスメント実態調査 撲滅対策の強化

会計年度任用職員は勤務評価が雇用の継続に直結することだから、職場での立場が弱く、ハラスメントにあいやすい、ハラスメントや理不尽な扱いがあっても相談しにくくなっています。実態調査と対策強化が必要です。



申し入れ全文

記者会見

